

税関総署公告 2010 年第 5 号

(加工貿易保証金台帳電子化ネットワーク管理普及工作に関する問題)

現行加工貿易銀行保証金台帳（以下台帳という）管理をよりいっそう簡素化ならびに改善するため、台帳管理フローを変更しないという条件のもと、台帳電子化ネットワーク管理を実現し、台帳取扱銀行を増やし、加工貿易企業の台帳業務の利便性を高め、台帳管理レベルと効率を向上させる。前段階の試点成功のうで、研究を経て全国範囲で電子化手帳管理の加工貿易企業（以下企業という）台帳電子化ネットワーク管理を採用することを決定した。ここに関係事項について下記の通り公告する。

一、推進範囲

(一) 企業範囲

各税関は関区の実際状況にあわせ段階別推進計画と各段階の適用企業範囲を確定するとともに、各税関が別途公告し執行することができる。

(二) 銀行範囲

推進銀行は各税関関区に対応する中国銀行、中国工商銀行所轄の分支機構とする。

二、台帳保証金専用口座の開設

企業は初回台帳開設手続きの際、銀行にて台帳保証金専用口座の開設手続きを行うこと。企業は電子化手帳備案申請の際、税関手帳入力段階で台帳口座開設予定の銀行を選択するとともに、入力端末で税関の《銀行保証金台帳開設連絡票》（以下《開設連絡票》という）の受取票を受け取った後、《企業法人営業許可証》、《税関登録登記証明》及びその他関連材料を持って選択した銀行にて台帳口座開設手続きを行うこと。

このまえに中国銀行各支店で台帳保証金専用口座を開設済みの企業は、推進機関もまた《税関登録登記証明》を持って中国銀行にて1回備案登記を行うこと（試点機関で備案登記済みのものは除外）。

同一加工貿易契約において、企業が入力時に選択した台帳銀行（中国銀行または中国工商銀行）及び実転台帳納付方式（保証金または税額支払い保証書簡）は変更してはならない。

三、台帳開設、変更と正常の核銷

銀行-税関間に台帳電子化ネットワーク管理モデル採用後は、関係業務フローに変更はないとともに、企業は税関-銀行間で転送証を往復させる必要はなくなり、関係証書の電子データはいずれもネット上での転送を実現することになる。

企業は事前入力端末で受取証を受け取った後、銀行が発行した電子《銀行保証金台帳登記通知票》（以下《登記通知票》という）、《銀行保証金台帳変更通知票》（以下《変更通知

票》という)、《銀行保証金台帳核銷通知票》(以下《核銷通知票》という)を直接税関に持ってゆき加工貿易備案、契約変更、核銷手続きを行う。

四、実転台帳保証金の納付と追納

実転台帳開設または変更で保証金納付を必要とする場合、企業は主管税関が発行した《開設連絡票》または《銀行保証金台帳変更連絡票》(以下《変更連絡票》という)に従い台帳開設銀行にて保証金納付または追納手続きを行うこと。

五、税額支払い保証書簡の開設、変更(包括展期)

税額支払い保証書簡方式での実転を選択した場合には、企業は銀行にて開設または変更申請後、選択自行または銀行経由で税額支払い保証書簡正本または変更書簡正本を主管税関に送付し保管してもらうことができる。

特殊状況のため、税関が《税額支払い保証書簡延期通知票》を発行する場合には、企業は通知票の三、四枚目、税額支払い保証書簡延期申請書及び関係材料を持って銀行にて税額支払い保証書簡延期申請を行わなければならない。

六、掛帳待鎖¹口座と停帳待鎖²口座及び口座抹消処理

(一) 掛帳待鎖口座と停帳待鎖口座の処理

掛帳、停帳の連絡票と通知票は全て電子方式にて転送される。掛帳待鎖口座、停帳待鎖期間について、銀行は企業に対し当該取引の台帳業務項目下の保証金を返却しない。

(二) 口座抹消

税関に銀行発行した《銀行保証金台帳核銷連絡票》(以下《核銷連絡票》という)に「台帳開設停止」注記があるものに対しては、銀行は当該取引の台帳保証金口座の残高がすでに0であることを確認した後、税関連絡票に基づき口座抹消手続きを行うとともに《銀行保証金台帳口座抹消通知票》(以下《抹消通知票》という)を発行する。

当該取引の台帳項目下の保証金にまだ残高があり、かつ企業に税額の滞納がない状況であれば、主管税関と銀行は共同で取り決めた意見に従い処理し、口座抹消手続きをあらためて行う。

当該取引の台帳保証金口座が採用しているのが税額支払い保証書簡方式であれば、税額支払い保証書簡は核銷完了後自動的に失効する。

七、異常状況と緊急状況の処理

(一) エラー修正。

¹ 税関の核鎖を経たものの最後まで完結しておらず、銀行が当該契約に対して開設した保証金台帳から消込みせず、帳面に残っている状態の処理を行うこと。

² 税関の核鎖を経たものの最後まで完結しておらず、銀行が当該契約に対して開設した保証金台帳の消込照合を行わず、新たな台帳を開設しないことを指す。

企業側の原因により税関が発送した《変更連絡票》に修正実施を願う際、企業は銀行が発行した《企業未払証明》を持って税関に更改申請するとともにあらためて発送《変更連絡票》を送付する。

(二) 応急処理。

台帳電子化ネットワーク管理を採用している加工貿易業務で、銀行の技術的原因で台帳連絡票を受け取っていない場合について、税関は紙ベース台帳連絡票をプリントし税関台帳専用章を押印し企業の保証金台帳業務用に渡すことができる。

台帳電子化ネットワーク管理を採用している加工貿易業務で、税関の技術的原因で台帳通知票を受け取っていない場合について、銀行は紙ベース台帳通知票をプリントし銀行台帳専用章を押印し企業の台帳登記手続き用に渡すことができる。

八、証書の転送及び時限要求

(一) 《開設連絡票》、《変更連絡票》、《核銷連絡票》、《登記通知票》、《変更通知票》、《核銷通知票》、《銀行保証金台帳掛帳待鎖口座通知票》、《銀行保証金台帳停帳待鎖口座通知票》、《抹消通知票》はいずれも電子メッセージ形式で税関、銀行が電子口岸プラットフォームを通じ直接相手に送付する。企業は電子メッセージが発出された後3日以内に（最後一日が法定休祝日にあたる場合は順延）関係台帳業務を行うこと。

《開設連絡票》の有効期間は発行日から80日（80日を含む）であり、80日を超えた場合自動的に失効する。税関は失効した《開設連絡票》及び相応の手帳に対し削除処理を行う。

(二) 税額支払い保証書簡及びその修正書簡（企業が選択し銀行が転送するもの）、クレームレター、《税額支払い保証書簡紛失再発行申請書》、《保証金台帳ネットワーク異常状況処理連絡票》、及び「停帳待鎖」ならびに「台帳抹消」状況における《税額納付控除振替通知書》、《税関XXX専用納付書》等紙ベース証書は主管税関、銀行が直接相手に送付する。

(三) その他紙ベース証書は開設台帳申請企業が速やかに主管税関ならびに銀行に転送する。

九、本公告は2010年2月1日より執行する。税関総署2009年第43号公告は同時に廃止する。

特にここに公告する。

二〇一〇年一月二十日

(日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／佐々木 清美)